

「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」をここに公布する。

令和 6年12月19日

坂 城 町 長

坂城町条例第24号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 坂城町一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第27条の2第3号及び第4号並びに第27条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(坂城町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第2条 坂城町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和42年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(坂城町消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第3条 坂城町消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和56年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮(刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規

定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第13条に規定する禁錮で無期のものをいう。）に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮（旧刑法第13条に規定する禁錮で有期のものをいう。）に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧刑法第16条に規定する拘留に処せられた者とみなす。

- 3 旧刑法第13条に規定する禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。